⑵　当委員会は、第８回期間更新決定において、本件観察処分対象団体は、その名称を「宗教団体・アレフ」、「宗教団体アーレフ」と変遷させ、前記平成18年１月23日の決定後には、「Aleph」の名称を用いるようになり、第８回期間更新決定時には「Aleph」の名称を用いる集団等を中心として活動している旨を認定した上で、「Aleph」の名称を用いる集団が、本件観察処分対象団体と同一性を有する団体であって、法第５条第４項に規定する「第一項の処分を受けた団体」に含まれると認定するとともに、「Aleph」の名称を用いる集団について、法第５条第１項第１号、第４号及び第５号に掲げる事項に該当し、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認めて、観察処分の期間を更新した。

⑶　被請求団体は、令和６年１月15日に、その名称を「Aleph」から「人格のない社団Aleph」に変更したが、第８回期間更新決定によって観察処分の期間更新決定の効力が及ぶこととされた前記⑵の「Aleph」の名称を用いる集団と同一であると認められる。

したがって、被請求団体は、法第５条第４項の処分を受けている団体に該当する。

２　被請求団体が法第５条第５項において準用する同条第３項の規定による報告をしなかったこと

⑴　被請求団体は、第８回期間更新決定により、法第５条第５項において準用する同条第３項の規定に基づき、同項各号に掲げる事項（以下「要報告事項」という。）を、令和７年11月１日から令和８年１月末日までの分については同年２月16日を期限として、同月１日から同年４月末日までの分については同年５月15日を期限として、それぞれ公安調査庁長官に報告する義務を課されていた（以下、これらの報告を総称して「本件各報告」という。また、これらの報告において対象とされる期間（令和７年11月１日から令和８年４月末日までの間）を「本件報告対象期間」という。）。

被請求団体は、本件各報告につき本件各報告書を提出したものの、以下のとおり、本件各報告においていずれも、要報告事項の一部について報告しなかった。

⑵　被請求団体の役職員（代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず被請求団体の事務に従事する者。法第１条参照）の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所（法第５条第３項第１号）の不報告

ア　役職員及び構成員である松本の二男である松本璽暉（以下「松本の二男」という。）の氏名、住所及び役職名の不報告

被請求団体は、松本の二男を、役職員及び構成員として、本件各報告書に記載していない。

しかし、松本の二男は、平成26年頃から、後記のとおり被請求団体の活動の用に供されていると認められる埼玉県越谷市西方所在の通称「新越谷施設」（以下「新越谷施設」という。）を拠点として、公安調査庁が新越谷施設への立入検査を試みた令和７年４月までの間に、①被請求団体の構成員の依頼を受けて、いずれもオウム真理教において行われていた、「転生祭」なる儀式を自ら執り行い、「イニシエーション」なる儀式に際して自らの毛髪を提供するなどしていたこと、②相応の頻度で、被請求団体の幹部構成員や一部の出家構成員との間で、オンラインの方法により、被請求団体の運営に関する会合を開催するなどして、㋐平成26年頃から、在家構成員の出家の許否に関する意向、㋑平成26年頃や令和４年頃、幹部構成員を「長期修行」と称する謹慎処分に付す旨の意向、㋒平成27年頃、被請求団体が当事者となっていた訴訟の応訴方針に関する意向、㋓平成28年頃、構成員が支出することとなる「医療費」を被請求団体の「経費」から支出することができるよう経理の方針を見直す旨の意向、㋔平成30年頃、オウム真理教犯罪被害者支援機構に対する損害賠償金の支払を停止する旨の意向、㋕令和２年頃、要報告事項を公安調査庁長官に報告するための「報告書」を作成するに際し、従前記載していた収益事業を記載しないこととする旨の意向、㋖令和２年頃、公安調査庁から送付された文書の取扱いに関する意向、㋗令和４年頃、「長期修行」に付された構成員の代わりに、出家構成員の中から共同幹事を選出する旨の意向、㋘令和５年頃、被請求団体において、マイクロバスを購入などするに当たりその旨指示、㋙令和７年頃、自らの意向に沿った行動を取らない幹部構成員を被請求団体内において孤立させ、位階を剥奪する旨の意向、㋚令和６年から令和７年頃にかけて、出家構成員に対し、公安調査庁に対して抵抗する姿勢を示す旨の指示などを伝達していたこと、そして、被請求団体においては、松本の二男の意向等が示された後、合同会議において、当該意向に沿った決定を行っていたことなどからすれば、松本の二男は、被請求団体の一員としてその事務に従事していたと認められるところ、本件報告対象期間において、そのような認定を覆すに足りる事情が存したことはうかがわれないのであるから、松本の二男は、本件報告対象期間においても、被請求団体の役職員及び構成員であったと認められる。

したがって、被請求団体は、報告すべき役職員及び構成員である松本の二男の氏名、住所及び役職名を報告しなかったと認められる。

イ　役職員及び構成員である松本明香里（松本の配偶者であった者。以下「松本の妻」という。）の氏名、住所及び役職名の不報告

被請求団体は、松本の妻を、役職員及び構成員として、本件各報告書に記載していない。

しかし、松本の妻は、①平成14年頃から令和８年５月までの間、「絵画使用料」の名目で、被請求団体から、毎月40万円の資金の送金を受け、その資金の管理をしていること、②新越谷施設に松本の二男と二人で滞在し、新越谷施設の管理をしていること、③平成26年頃から令和７年４月までの間に、前記アのとおり、松本の二男が被請求団体の幹部構成員等との間で行っていたオンラインの方法による被請求団体の運営に関する会合に参加し、自ら発言することもあったこと、④令和元年頃から令和２年頃までの間に、被請求団体における経理に関して、構成員とやりとりし、自らの考えを伝えていたことなどからすれば、松本の妻は、被請求団体の一員としてその事務に従事していたと認められるところ、本件報告対象期間において、そのような認定を覆すに足りる事情が存したことはうかがわれないのであるから、松本の妻は、本件報告対象期間においても、被請求団体の役職員及び構成員であったと認められる。

したがって、被請求団体は、報告すべき役職員及び構成員である松本の妻の氏名、住所及び役職名を報告しなかったと認められる。

ウ　20歳未満の構成員の氏名及び住所の不報告

被請求団体は、20歳未満の構成員を本件各報告書に記載していない。

しかし、①令和５年７月から同年９月中に、被請求団体が活動の用に供する合計６の施設において、62名の20歳未満の者（同年７月末又は同年９月末の時点において、このうち59名は17歳未満であった。）が出入りする状況が確認されていること、②令和４年５月に実施された、被請求団体が活動の用に供する札幌市白石区本通所在の通称「札幌白石施設」（以下「札幌白石施設」という。）に対する立入検査において、在家構成員とみられる者の氏名等が入力された名簿データが確認され、同名簿データに入力されていた441名のうち60名が20歳未満であり、その60名のうち38名が同年４月及び同年５月中に札幌白石施設を来訪したことが記録されていたこと、③被請求団体自身が、訴訟（東京地方裁判所令和３年（行ウ）第259号）に提出した令和４年２月28日付け準備書面において、20歳未満の構成員がいることを自認していたこと、④令和８年２月から同年７月中に実施された、被請求団体が活動の用に供する合計８の施設に対する立入検査において、20歳未満の者を対象とする教材が確認されたことなどからすれば、本件報告対象期間においても、被請求団体に20歳未満の構成員が存在していたと認められる。

したがって、被請求団体は、報告すべき20歳未満の構成員の氏名及び住所を報告しなかったと認められる。